

議 会 運 営 委 員 会

令和 8 年 8 月 10 日 (月)
9 時 00 分 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

出席者

〔委 員〕岡本委員長、小川副委員長、
今田委員、村木委員、大谷委員、沖田委員、足立委員、柳楽委員、西田清久委員
〔議長団〕澁谷議長、笹田副議長
〔委員外議員〕遠藤議員、森谷議員
〔事務局〕下間局長、濱見次長

議 題

- 1 令和 8 年 6 月定例会議の問題点や課題等について 資料 1

- 2 請願者等に対する趣旨確認の機会について 資料 2

- 3 浜田市議会基本条例の運用等について 資料 3-1、3-2
 - (1) 採択した請願及び陳情への対応
 - (2) その他

- 4 その他 資料 4
 - (1) 議会傍聴者アンケートについて
 - (2) その他

◆令和 8 年 6 月定例会議での問題点や課題等について

1. 一般質問について

【浜風の郷】

- ①少なくとも提出した通告書は、全て読む。

【創政クラブ】

- ①最大 70 分制限にしたため、個人の持ち時間 30 分が確保できなかった
②執行部との論戦にならない質問が多かった
③執行部の答弁が長すぎる（もう少し簡潔明瞭に）

【市民クラブ】

- ①意見なし

【公明クラブ】

- ①質問途中でも、30 分で議長が切めることは公平性が担保され、とても良いと思う。
②質問に入る前の話は短くした方がいいと思う。（無くていいのでは？）

2. 議案質疑について

【浜風の郷】

- ①次の取り決め事項の運用を整理すべきであった。→ルールの徹底、通告書の精査をすべきであった。
- ・議案に対する質疑は、議案の範囲を超えてはならない。また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。
 - ・委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。

【創政クラブ】

- ①質疑の回数を 3 回に絞ったのは、良かった

【市民クラブ】

- ①意見なし

【公明クラブ】

- ①所管以外の議員でも、内容を聞くだけの質問は控える。（委員会と議案のの違いを考えて行う）
②質疑を行う議員が所管委員会関係の議案に対して掘り下げた質疑を行っていた。
（委員会には市長が出席しないので、所管委員会の議案への質疑は特に、市長に対して基本的な考え方や方針など大綱的な事項にとどめる）

3. 委員会審査について

【浜風の郷】

- ①補正予算の質疑も通告制度を採用すべき。→執行部の答弁の質の向上、質疑内容の確認
- ②今回提案するものではないが、委員会内で委員の発言時間を決めることも検討しては。（他の議会でも事例あり）

【創政クラブ】

- ①予算委員会の質問は、（内容と費用対効果等）端的・適確に一問一答とすれば、もっとコンパクトになる
- ②予算委員会の主旨、疑義を質すことになってない審査があった
- ③議員は、タイマーを意識して質問をしてほしい（60秒を超えたら質問は打ち切り）

【市民クラブ】

- ①意見なし

【公明クラブ】

- ①一般質問同様、不穏当発言とみなした場合には委員長から即座に注意し、発言の取り消しを行う。正副委員長以外の議員が問題発言と感じた時に指摘できるような方法も必要ではないか。（このところケーブルテレビやYouTubeを見た市民から、浜田市議会はどうなっているのか。見るに堪えない。他議会と比べて恥ずかしいなど、厳しいご指摘を受けることがある。議員個々に捉え方も違うと考えるが、このような声が上がらないように、発言には注意を払うべきである）
- ②予算委員会では時間短縮のため、質問時間を計ることもやむをえないが、「ちょっと聞いてみる」や、内容を聞くだけの質問は控える。
ましてや予算審査や決算審査には、市長や教育長、また多くの市幹部の人件費など、多額の経費がかかっていることを踏まえ、内容を聞くだけの質問は控える。

4. 請願・陳情について

【浜風の郷】

- ①議長、副議長、議運委員長、副委員長で内容を精査いただき、既に対応済事案は、配付のみ等の対処を検討する。

【創政クラブ】

- ①請願について、当人が個人で出すことについての問題
- ②一般質問、請願を同じ内容で出すことについての問題

【市民クラブ】

- ①地域井戸端会で出された意見を1議員が請願で、取り上げることは、すべきでない。

- ②請願は、他の自治体議会では、ほとんどなく、あっても数件程度あるような状況の中で、地域井戸端会が出た意見は、真の請願とは言えないものである。そのため、意見については、預かりとして審議しない。
- ③請願については、紹介議員を2名以上とする。
これらについては、議会申し合わせ事項とする。

【公明クラブ】

- ①すでに行っている場合は「採択」でもよいと思うが、それ以上のことがついている場合は「不採択」にする場合もあることを徹底する。

5. その他

【浜風の郷】

- ①LINE ワークス全議員トークルームの運用について、フリートークでよい。

【創政クラブ】

- ①意見なし

【市民クラブ】

- ①採決にあたっての討論における不適切発言は、公の場でのセクハラ発言であり、厳正に対処すべきである。
- ②問題のある一連の発言、態度に対して、その場で注意など対処することを検討する。

【公明クラブ】

- ①意見なし

【参考】◆令和8年6月定例会議に向けての決定事項等（まとめ）

1. 一般質問

- ①質問時間 議員の持ち時間は30分、答弁時間と合わせて60分とし、議長判断で最長70分まで認める。（申し合わせ事項に明記）
- ②再質問 答弁に対しての質問のみとし、新たな事項を質問しないことを徹底する。質問が関連しているかどうかの判断は議長にゆだねる。
- ③遵守すべき事項 議会運営における留意事項の資料を作成し議長から説明した。

2. 議案質疑

- ①所管委員会委員の質疑 付託される予定の委員会の委員は、市長等の考えや方針を質す場合のみ質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。（従来どおり変更なし）
- ②事前通告 議長が通告書を確認し、所管委員会委員からの通告の場合はその内容が市長との考えや方針を質すものかを判断する。そうでない場合には議員に直接委員会で質疑を行うよう伝える。また、通告書には質問したいことを質疑事項（要旨）として明記する。（申し合わせ事項に明記）
- ③質疑回数 質疑事項（要旨）ごとに3回までとする。（申し合わせ事項に明記）
- ④再質問 答弁に対しての質疑のみとし、新たな事項は初めから通告書の質疑事項（要旨）に入れておく。（申し合わせ事項に明記）

3. 委員会審査

- ①質疑時間 予算決算委員会の質疑時間は一質疑につき1分とする。（申し合わせ事項に明記） 時間は、モニターに映す。
- ②質問回数 制限しない。（従来どおり変更なし）

4. 請願・陳情

- ①採択した請願等への対応 （特別委員会で検討中）
- ②遵守すべき事項（従来どおり変更なし：請願・陳情等取扱要綱、委員会条例）

5. その他（全体的な事項を含む）

- ①政治倫理基準 遵守について、各議員が注意する。議会運営における留意事項の資料
- ②通告書等の各種締切時間の変更 6月定例会議から変更する。（申し合わせ事項に明記）

議会基本条例の運用について（検討結果）

資料3-1

条項	見出し	条文	逐条解説	今後の対応
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。	議員定数等議会活性化特別委員会で検討完了 別紙のとおり
第11条	自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。 2 議案等の審査においては、議員同士における議論（議員相互間の自由討議）を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。	【6月試行実施】 ・一般質問に関する自由討議を最終日の全員協議会で行う。 ①一般質問終了後、一般質問で出た内容について議会として深掘りしたいテーマを事前に募集し、出たものを全議員に周知する。 ②①で事前に出たテーマについて、最終日の全員協議会で自由討議を行うかどうか諮る。
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。	・定例化はしないが、必要に応じて積極的に政策討論会を開催する。 ・提言書や政策立案書等の完成前に開催するなどして、政策討論会で出た意見を提言書等に反映可能な時期を考慮して開催する。

条項	見出し	条文	逐条解説	今後の対応
第22条	重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。	重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	規程及び実施要領を改正し、より実効性のある意見交換会が実施できるようにする。 【規程改正】 委員会からの開催要請の場合は、議会運営委員会に諮ることを省略できることとする。 【実施要領改正】 意見交換会の案件に、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の所管事項」を加えることにより、実質どのような案件でも積極的に意見交換会を利用できるようにする。
		2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	
第17条	議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。	議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。	議員間討議が必要な案件があれば、自由討議（第11条）と同じように、事前に申し出てもらう。その上で、全員協議会において議員間討議を行うか諮る。
		3 議員は、議会が言論の府であることを及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。	3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。	
		4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。	4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。	
第21条	市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。	市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。	様々な障がいのある方に配慮できるよう、先進的な取組を参考にしながら、今後検討を重ねる。
		2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。	2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第13条関連）	
		4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。	4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です	公聴会制度、参考人制度については、必要な時に適宜利用していくこととする。 【9月試行実施】 請願者・陳情者にその趣旨を確認する仕組みについて、委員会が必要とした場合に出席を依頼し、委員会で委員が質疑を行うこととする。

令和 8 年 7 月 28 日

議会運営委員会

委員長 岡 本 正 友 様

議員定数等議会活性化特別委員会

委員長 川 神 裕 司



議会基本条例の見直し手続きに伴う運用等の検討結果について（報告）

令和 8 年 3 月 19 日付けで依頼のあった標記の件にかかる「採択した請願及び陳情への対応について」の当特別委員会における検討結果を以下のとおり報告する。

1 検討の経緯

当特別委員会において、現状の運用では採択した請願や陳情の進捗状況の検証が十分に行われていないという課題認識を共有し、複数回にわたり協議を重ねた。令和 8 年 6 月 25 日開催の第 9 回特別委員会において、執行部の負担軽減を図りつつ、議会としての検証機能と責任を果たすための手法を全会一致で決定した。

2 決定した管理手法（運用手順フロー）

(1) 【議会】採択による善処要望の通知にあわせ執行部へ対応の報告を請求

- ・ 定例会議において請願及び陳情を採択する。
- ・ 議長から市長へ採択結果を送付する際、処理の経過及び結果の報告を次の定例会議までに行うよう文書で請求する。

(2) 【執行部】執行部から議会へ文書による報告

- ・ 次の定例会議までに、執行部から対応状況や経過を記載した報告を文書で提出する。
- ・ 提出された報告は、タブレット端末等を通じて全議員で情報共有する。

(3) 【議会】各常任委員会における協議

- ・ 執行部からの報告書が共有された後、各常任委員会において、報告内容を踏まえ、継続して所管事務調査等を行う必要があるか協議・判断する。

(4) 【議会】市民への公表

- ・ 執行部からの報告書及びその後の委員会での調査状況等を市議会ホームページに掲載し、市民へ公開する。

議会傍聴者へのアンケート結果(令和8年6月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的	3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由		
R8. 6 定例会議	42	6月19日	40代	浜田	今回初めて	各種団体や知人に誘われた	だいたいわかった		だいたいわかった			
R8. 6 定例会議	43	6月19日	60代	浜田	今回初めて		よくわかった		よくわかった			初めて傍聴させて頂きました。又総会があれば伺いたく存じます。
R8. 6 定例会議	44	6月23日	70代	浜田	3回以上傍聴	議会や市政に関心がある。 今回の議案や質問内容に関心がある。	だいたいわかった			聞き取りにくい。	新教育長の答弁は、的を得ていて分かりやすい。	
R8. 6 定例会議	45	6月23日	40代	浜田	今回初めて	議会や市政に関心がある。	よくわかった		よくわかった			
R8. 6 定例会議	46	6月24日	60代	浜田	3回以上傍聴	議会や市政に関心がある。	よくわかった		よくわかった			たまたま別件で、ある「まちセン」にお伺いしました。小学校が統合で廃校になり公民館(まちセン)になったもよう。卒業生が自ら作った神楽面が沢山かざられていた。地域の年表も大変詳しくびっくりした。今も旧校庭の除草は地域の方がされているらしいが、廃校前は「子供たちのため!!」と草刈も力が入っていたらしい。統合はやむおえないかもだが、学校は地域の核！ですね。廃校まちセンが不登校児童受け皿の選択肢等にならないか!?
総務	47	6月26日		浜田	3回以上傍聴	議会や市政に関心がある。 今回の議案や質問内容に関心がある。	よくわかった まったくわからなかった。		だいたいわかった まったくわからなかった	スタンスが固定されて、理由が成立していない。	職員側の詭弁に終わってるようだ。本質を勉強して。	
総務	48	6月26日	50代	浜田	3回以上傍聴	議会や市政に関心がある。 今回の議案や質問内容に関心がある。	よくわかった		まったくわからなかった	不当要求の具体的対象事実が文章不存在なのに回数と時間の記録で強要されたと認定している。強要があったなら、職員はちゃんと記録すればよい。具体的内容も説明できない状態で認定を維持するなら不当な認定を行った。市として司法の場で争われるしかない。本当に恥ずかしい。		市が不合理な行政判断、処分を行っているなら、それを是正して下さい。事実確認せず職員だけに聞けば、よいはずがない。嘘をついた職員の報告で対応を制限している。
文教	49	6月29日			1～2回傍聴したことがある		よくわかった		だいたいわかった		職員側の詭弁に終わってるようだ。本質を勉強して。	
R8. 6 定例会議	50	7月3日	30代	浜田	今回初めて	今回の議案や質問内容に関心がある。	よくわかった		よくわかった		誰がどの立場で討論予定か分かるものがあればありがたい。	